

入札監理小委員会の審議結果報告

若年者地域連携事業

厚生労働省の若年者地域連携事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

(1) 事業の概要

厚生労働省が実施する若年者地域連携事業（若年失業者やフリーター等の若者（40代前半までの不安定就労者を含む）を対象に、地域の実情に応じた就職支援メニューを地域の企業、学校等と連携しながら各都道府県のジョブカフェ等において実施する事業）。

本事業は、平成16年度から47都道府県において実施している事業であるが、一者応札や同じ事業者の受託となっており、かつ事業規模が1年間で30,000千円を超える7都道府県（北海道、青森、東京、大阪、福岡、長崎、鹿児島）について、労働局単位で平成27年度から民間競争入札を実施。

今回は、市場化テスト第2期目。

第1期 平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）

第2期 平成30年4月2日～平成33年3月31日（3年間）

なお、第1期において、事業期間の延長（1年間→3年間）、入札参加資格の見直し（都道府県の推薦要件及び実績要件の削除）、入札スケジュールの前倒し及び引継期間の確保等を行った。

(2) 選定の経緯

競争性に問題があるため改善を要請する事業としてヒアリング対象となったところ、ヒアリング実施前に自主的に選定された。

2. 事業の評価を踏まえた対応及びその他の変更点について

○第1期の民間競争入札実施業務に対する評価を踏まえた対応

【論点1】

「過去の実績等からも受託は難しいと判断した」とのヒアリング結果につき、再度詳細なヒアリングを行うべきではないか。

【結論】

「過去の実績等からも受託は難しいと判断した」とは、入札仕様書に示された目標支援者数、実施回数等が従来と同程度であったことから、開示されていた過去の実績と必要経費を元に、同規模の事業を同額程度で実施することが難しいと事業者が判断した、とのこと。

【論点2】

入札参加資格のうち、「D」等級が認められない理由はなにか。

【結論】

「厚生労働省における一般競争入札等の取扱いについて（平成13年1月10

日会発第 35 号)」において、役務の提供等にあつては予定価格が 3,000 万円以上となる場合、一般競争参加者には A 等級の格付けが求められており、「(略)ただし、必要がある場合においては、(略)役務の提供等にあつては予定価格に対応する等級が A 等級の場合は二級下位の「B, C」を(略)当該等級に加えて指定することができる。」とされているため。

【その他の対応】

入札が見込まれる事業者、過去に入札や入札説明会に参加した事業者に対して個別に呼びかけを実施している。

○実施要項案の主な変更点

(1) 委託業務内容を変更した。(行政事業レビューの対象となり、平成 29 年 6 月に事業全体の抜本的改善を行う旨決定した。「各都道府県の強み・特色を活かした事業」、「地方創生に資する人材確保に係る事業」など、事業の趣旨ごとに再編)(実施要項案 P2～3、20)

(2) セミナーの回数等の目標やコーディネーター等の人数要件を削除した。(実施要項案 P24～34 (仕様書別紙 1-2))

(3) 全ての支援対象者にアンケートを配布する旨を明記した。(実施要項案 P20 (仕様書))

(4) 落札者決定に当たっての評価方法につき、除算方式から加算方式に変更した。

また、評価項目につき、内容が重複するものは削除し、必須項目とすべきものと加点項目とすべきものの整理を行った。「ワークライフバランス等の推進に関する指標」を追加した。(実施要項案 P44 (別紙 9))

(5) その他、技術的・文言整理的修正を行った。

3. 実施要項(案)の審議結果について

【論点 1】

「評価基準及び採点表」(別紙 9) 4 (1) これまでの事業実績について、に「類似する事業」とあるが、具体的にどのような事業を想定しているか注記に記載すべきではないか。

【対応】

注記(注 4)に、「「類似業務」とは、例えば、若年者に対する職業相談・職業紹介に係る事業、キャリア・コンサルティング事業等、別紙 1-2「提案すべき事業内容について」に示す事業内容に類似する事業を指す。」と記載致しました。(実施要項案 P44 (別紙 9))

【論点 2】

「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」において、評価者の人数や属性を記載すべきではないか。

【対応】

「また、技術審査委員会における委員の選定に当たっては、委員長(副委員長を置く場合は、副委員長を含む。)を外部有識者とするとともに、委員の 1/2 以

上を外部有識者とする。」を追加致しました。(実施要項案 P8)

【論点3】

「評価基準及び採点表」(別紙9) 1(3)「その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について」に、すべて非常に適切である=5点、すべて適切である=3点、不十分なものがある=0点、とあるが必須項目なので削除すべきではないか。

【対応】

御指摘の通り、該当箇所を削除致しました。(実施要項案 P44 (別紙9))

4. パブリック・コメントの対応について

平成29年10月6日から10月19日まで意見募集を行い、3者から20件の意見が寄せられた。このうち、1者からの意見については語句等の修正に係るものであり、修正を行った。残り2者からの意見については、本事業の実施要項に直接関係のある意見ではなかった。

以 上